

CSR 調達ガイドライン

(1 版)

2020 年 4 月制定

極東開発工業株式会社

はじめに

当社は、1955年に特装車メーカーとして創業して以来一貫して日本社会の基盤整備に努め、日本経済の発展とともに成長してきました。そして、現在は国内および海外に多くの事業所を有し、幅広い分野ならびに多様な地域において社会の発展に貢献しています。

一方、今の社会は持続可能性の観点から危機的状況を迎えているといえます。その原因は、これまでの経済活動によるものが大きいといわれており、その結果、地球温暖化や気候変動による異常気象など深刻な問題を引き起こしています。その中で当社は、これまでに引き続き優れた製品を世の中に普及されるだけでなく、これまで以上に持続可能性に配慮し、社会の持続的発展と歩をともにすることを経営の中心に位置づけました。これを実現するためには、当社のみならずステークホルダーのみなさま、ならびにサプライチェーン全体でCSR調達に取り組む必要があります。お取引先様におかれましては、本ガイドラインを参考にいただき、より一層のCSR活動を推進していただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本ガイドラインの目的

CSR 調達ガイドライン

1. コンプライアンス
 - ①法令および社会規範の遵守
 - ②社内ルールの遵守
 - ③競争法の遵守
 - ④汚職の防止
 - ⑤安全保障輸出管理
 - ⑥知的財産権の保護
 - ⑦反社会的勢力の排除

2. 人権
 - ①人権の尊重
 - ②ハラスメントの禁止
 - ③差別の禁止
 - ④強制労働の禁止
 - ⑤児童労働の禁止
 - ⑥従業員との対話・協議

3. 労働
 - ①安全衛生・健康管理の徹底
 - ②活気のある職場環境

4. 環境
 - ①地球環境保全に向けた技術と製品の開発
 - ②製品ライフサイクルにおける環境配慮
 - ③継続的改善
 - ④環境負荷物質の管理
 - ⑤生物多様性への取り組み

5. 社会貢献

- ①社会・地域への貢献

6. 製品満足の追求

- ①品質・安全性の追求
- ②顧客への対応

7. 情報セキュリティ

- ①機密情報、個人情報の管理
- ②情報の保護

本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、持続可能な社会の実現に向けて極東開発工業株式会社とお取引先様が協力してCSR経営を推進するために、お取引先様に積極的に取り組んでいただきたい項目を示しています。

CSR 調達ガイドライン

1. コンプライアンス

① 法令および社会規範の遵守

各国の法令ならびに社会的規範が企業活動を進めていくうえで基本条件であることを認識し、企業活動のあらゆる局面においてこれらを遵守する。

② 社内ルールの遵守

本ガイドラインを含め企業目的の達成に向けて定めたさまざまな社内ルールを遵守する。

③ 競争法の遵守

「公正かつ自由な競争」を尊重し、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引は行わない。

④ 汚職の防止

社会的な常識を超える接待や贈答・贈与は実施しない。また、要求もしない。

⑤ 安全保障輸出管理

国際的な平和ならびに安全維持の観点から、物品および技術などの輸出入にあたっては、各国・地域の関係法令と社内ルールを遵守する。

⑥ 知的財産権の保護

他社の知的財産権を尊重し、不正な入手、使用、権利侵害は行わない。また、自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護する。

⑦ 反社会的勢力の排除

反社会的勢力またはその関係者とは、製品やサービスの提供を含めあらゆる局面において関

係は持たない。また、これらの勢力に対して毅然とした態度での臨み、いかなる要求に対しても断固として応じない。

2. 人権

①人権の尊重

国連によって採択された「世界人権宣言」、国際労働機関（ILO）が定めた労働に関する基準、その他人権に関する国際的な規範を支持すると同時に、それらに基づき定めた社内ルールを遵守する。

②ハラスメントの禁止

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど非人道的な行為を認めない。

③差別の禁止

従業員の多様性を尊重し、採用、雇用、昇進、報酬、解雇、退職、業務付与、懲罰などあらゆる場面での、人種、国籍、性別、宗教、障がい、年齢、出自などによる差別を認めない。

④強制労働の禁止

すべての労働は自発的なものであり、いかなる状況においても労働を強制しない。

⑤児童労働の禁止

各国や地域の法令で定めた最低就業年齢に満たない者を雇用しない。また、保護義務違反をしない。

⑥従業員との対話・協議

結社の権利を認め、従業員の代表もしくは従業員と対話ならびに協議する場を設ける。

3. 労働

① 安全衛生・健康管理の徹底

従業員の安全と健康のために、安全な職場環境の維持に努めると同時に、顕在ならびに潜在する危険要因に対して適切な処置を施すことで、リスクの除去またはそれによって受ける影響の軽減に努める。

また、安全な状況を維持するために職場を巡回するなどにより怪我や疾病を予防する。

②活気のある職場環境

職場内のコミュニケーションを円滑に進め、明るく活気に満ちた職場づくりに努める。

4. 環境

①地球環境保全に向けた技術と製品の開発

地球の環境保全に直接または間接的に貢献する技術ならびに製品開発を指向する。

②製品ライフサイクルにおける環境配慮

製品開発、調達、生産、販売、物流、サービスなど製品ライフサイクルの中で生じる環境汚染を把握し、ライフサイクルの視点で、環境汚染ならびに発生する負の影響の軽減に努める。

③継続的改善

事業活動ならびに事業活動によって造りだされた製品が環境に与える影響を把握し、環境負荷を軽減するための計画を策定する。また、その計画に基づき手運用した結果を評価し、発見された課題を改善しながら継続的な環境負荷軽減に取り組む。

④環境負荷物質の管理

環境ならびに人体に悪影響を与える物質やそれらを含む物品を購入・使用しない。また、それが適わない場合は適切に管理する。

⑤生物多様性への取り組み

事業活動のあらゆる場面において生物多様性に配慮する。

5. 社会貢献

①社会・地域への貢献

社会の発展に向けて、地域社会や NPO ならびに NGO 等と協力して社会・教育・文化を支援する活動に積極的に参画する。

6. 製品満足の追求

①品質・安全性の追求

お客様の信頼と満足を得るために、安全で優れた製品・技術・サービスの提供に努める。そのた

めには、関係する法令や規格・基準への適合だけでなく、与える環境影響についても配慮する。

②顧客への対応

お客様からの要望や不満については迅速かつ真摯な対応に努める。また、安全上または環境上の被害が想定できる場合は、関係機関と協力して被害の発生予防ならびに拡大防止、問題解決に取り組む。

7. 情報セキュリティ

①機密情報、個人情報の管理

顧客情報、第三者の機密情報、自社従業員の個人情報は、関連法に従い適切に入手するとともに厳重に管理し、適正な範囲で使用し、保護する。

②情報の保護

管理する情報は、外部からの攻撃や漏洩の脅威から保護すると同時に、消失や改ざんなどなきよう管理する。

以上